令和　　　年　　　月　　　日

**高知商工会議所　会員脱退届出書**

**事業者名**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　認印

**代表者名**

**所在地**

**電話番号**

**脱退理由**（以下に〇を付けるか、その他に理由を記入してください）

　　　廃業　　地区外への移転　　吸収合併　　経費削減　　メリット無し

　　　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）

＊特定商工業者該当事業所には、会員脱退後も負担金ご協力のお願いを送付させていた

　だきますのでご了承ください。特定商工業者については、当所のホームページに詳し

　　く記載しております。

**よさこい共済**　　　　　　　　加入　　未加入　　不明

　　＊当所の共済に加入している場合は、共済の脱退手続きも必要です。

**日本商工会議所の団体保険**　　加入　　未加入　　不明

　＊日本商工会議所の団体保険に加入している場合、脱退後は団体割引を受けられません。

**会報送付の有無について**　　３月末までの送付を希望　　送付は不要

　　＊地区外への移転や廃業の場合は、会報を送ることはできません。

【参考】

＊高知商工会議所定款第２０条第１項…会員は、６０日前までに予告し、事業年度の終わりにおいて本商工会議所を脱退することができる。

高知市内において事業所（工場、事務所、営業所等）を所有する会員の脱退は、高知商工会議所定款第２０条第１項により、年度末（３月３１日）となります。地区外への移転や廃業等の場合は、会員の資格を喪失しておりますので、即時脱退となります。

【事務局欄】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業所No.

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事務局長 | 部長 |  ２課長 | 共済 | 　日商 | 総務課 | 担当 | 担当 |
|  |  |  |  |  | 年度末/即時 |  | 郵送/窓口 |
| 委員会 | 部会 |  青年部 |  女性会 |  備 考 |
|  |  |  |  |